

令和元年度 第1回文京区居住支援協議会 要点記録

日時 令和元年7月23日（火）午後2時00分から午後3時42分まで

場所 文京シビックセンター24階第2委員会室

<会議次第>

開会

- 1 委員委嘱 【参考資料1】 【参考資料2】
- 2 会長選出・副会長指名
- 3 委員自己紹介
- 4 行動指針の概要 【資料第1号】
- 5 住宅確保に向けた普及活動 【資料第2号】 【資料第3号】 【資料第4号】
- 6 居住支援活動の紹介と説明
(1)「ホームネット㈱」 【持参資料】
(2)「一般社団法人 賃貸保証機構」 【持参資料】
- 7 今後の進め方（ワーキンググループの提案） 【資料第5号】 【資料第6号】
- 8 その他

閉会

<文京区居住支援協議会委員（名簿順）>

出席者

（学識経験者）

高橋 紘士 会長

（不動産関係団体）

新井 浩二 委員、八幡 信明 委員、手塚 康弘 委員

（居住支援団体）

田口 弘之 委員、戸田 孝雄 委員、高川 和明 委員、
江藤 慎介 委員、安達 勇二 委員

（区職員）

木幡 光伸 副会長、小池 陽子 委員、石川 浩司 委員、
真下 聡 委員、畑中 貴史 委員、大戸 靖彦 委員、
鈴木 裕佳 委員、有坂 和彦 委員、五木田 修 委員

（オブザーバー）

吉川 玉樹 氏（東京都住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長）

欠席者

望月 修 委員

<傍聴者>

なし

石川委員：これより令和元年度第1回文京区居住支援協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、このたびは本協議会への委員就任をご承諾いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

この7月に前任の大武にかわりまして、福祉施設担当課長を拝命いたしました、石川と申します。事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前配布の資料は、次第、資料第1号の行動指針の概要、資料第2号の文京すまいるプロジェクト解説書類、資料第3号の文京すまいるプロジェクト登録物件の対象を拡大した旨の説明書類、資料第4号のオーナー向け文京すまいるプロジェクトのカラーチラシ、資料第5号の居住支援協議会ワーキンググループ案、資料第6号の令和元年度居住支援協議会スケジュール案、参考資料としての本協議会の設置要綱及び委員名簿です。

本日の席上配付資料は、ホームネット株式会社様からの資料、一般社団法人賃貸保証機構様からの資料、席次表、文京区居住支援協議会の行動指針本編と資料編です。

過不足がありましたら、事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に際しまして、福祉部長の木幡より、ご挨拶を申し上げます。

木幡委員：福祉部長の木幡です。今年度初めての文京区居住支援協議会です。これからまた、居住支援についての議論を皆さんと一緒に進めてまいりたいと思っています。

文京区は家賃等も高く難しい部分がありますが、住まいは人間の生活の根幹にかかわるものと思っておりますので、区もしっかり力を入れて施策を進めてまいりたいと思います。皆さんにはさまざまなご協力等を賜ることがあるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

石川委員：それでは、本日より新たな期の始まりですので、福祉部長の木幡から、委員の皆様へ委嘱状をお渡しいたします。なお、文京区職員への委嘱状の交付は省略いたします。

(委嘱状交付)

石川委員：本日欠席の高齢者あんしん相談センター富坂センター長の望月委員には、後日、事務局より委嘱状をお渡しいたします。

また、この協議会のオブザーバーとして東京都住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長の吉川玉樹様にご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選出、副会長の指名を行います。本協議会設置要綱第5条第2項により、会長には学識経験者委員を充てることとなっておりますので、前回より引き続き、高橋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高橋会長、ご挨拶をお願いします。

高橋会長：引き続き、会長を拝命しました高橋です。

先ほどの木幡部長のご挨拶に、住宅は生活の中での根幹にかかわるものという話がありましたが、福祉は住宅に始まり住宅に終わる、という北欧で語られている言葉が、日本でも2005年の高齢者介護研究会の報告書に引用され、その後、非常に有名になりました。そういう意味で文京区は、ほかの区に先駆けて一歩進んだ取り組みをしてまいりました。

しかし、ほかの自治体も頑張り始めましたので、一步進んだと言えるかどうかは、これからの検証で、引き続き体系的な施策が必要な領域ですので、ぜひ委員の皆様のご協力をいただきながら、進めさせていただきます。

付言させていただきますと、6月29日に、全国居住支援法人協議会が発足し、明治大学で結成大会を行い、300人近くのご参加をいただきました。目標にした加盟団体数100はクリアしたようですが、ぜひ文京区でも居住支援法人の資格をお取りいただき、参加していただければと思います。

代表は、村木厚子さんという元厚生労働事務次官が会長で、副代表は、福岡県がワールドの大手不動産会社である三好不動産の三好会長、奥田知志全国ホームレス支援ネットワークの会長が役員です。

私は顧問を拝命し、2カ月に1回の運営会議に参加します。いろいろな研修活動なども企画しておりますので、ぜひ関心をお持ちいただきたく思います。なおかつ文京区は強力な居住支援法人ができたらいいなと思っておりますので、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

石川委員：次に副会長の指名を行います。本協議会の設置要綱第5条第4項により、副会長は会長が委員のうちから指名することになっておりますので、高橋会長から、副会長のご指名をいただきたいと思います。

高橋会長：居住支援協議会は、通常の協議会と違い、行政もワンパートとして参加していただき、責任を持って施策を展開していくことを狙いとしております。

その上で、居住支援団体と賃貸業関係団体の皆様にご参画いただいているという趣旨ですので、その趣旨にのっとりまして、木幡福祉部長に副会長をお願いしたいと思います。

石川委員：ご指名をありがとうございます。それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

高橋会長：それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

今期初めての協議会ですので、委員の皆様から一言ずつ、お仕事の内容も含めて自己紹介をお願いしたいと思います。私は先に挨拶をいたしましたので、新井委員から順番にお願いします。

新井委員：公益社団法人東京都宅地建物取引業協会副会長の新井です。茗荷谷駅前不動産を営んでおります。

文京区には、本会の会員会社が260社余りあり、文京区さんとは、すまいるプロジェクト、不動産相談などのさまざまな住宅施策に協会として協力をさせていただいております。今年、すまいるプロジェクトに新しい施策が入りましたので、会員の全社にその件についてのパンフレットを郵送し、登録物件の拡充に努めているところです。

八幡委員：公益社団法人全日本不動産協会東京都本部、豊島文京支部副支部長の八幡です。茗荷谷大塚三丁目で不動産を営んでおります。

同じく、すまいるプロジェクトや無料相談、また、社会福祉協議会等への寄附等も含めて協力をさせていただいております。

8月に事務所を移転することになり、区役所との距離も近くなりますので、綿密に情報共有しながら、尽力していきたいと思っております。

手塚委員：NPO法人日本地主家主協会理事長の手塚です。

私どもの協会は、地主さん、家主さんの不動産に関する問題を解決する窓口で、昭和56年に発足し、平成14年にNPO法人化して現在に至っています。

通常は、不動産をお持ちの方がトラブルの相談で協会を訪れるのですが、その反対側のところで、十三、四年ぐらい前から居住支援関係についての活動として、ホームレスさんの居住支援を行っております。私どもの会員さん、オーナーさんからアパートを提供いただいて、それをホームレスさんにお貸しする仲立ちをさせていただいております。

居住支援協議会については、6自治体様から居住支援協議会の委員を拝命しており、定期的に会合等々に出席させていただいております。文京区さんの居住支援にもお力添えできればと思っております。

吉川オブザーバー：東京都住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長の吉川です。

住宅政策本部は、昨年までの都市整備局の住宅部門がこの4月に独立して、新しい組織として発足しました。

東京都の居住支援協議会の事務局も担当しておりますので、各区の居住支援協議会の方々と協力して、いろいろ進めていきたいと思っております。

五木田委員：文京区都市計画部建築指導課長の五木田です。

建築指導課では、建築の法律に基づく建築行政だけでなく、空き家等の問題にも取り組んでいます。平成27年に空家等対策特別措置法ができましたので、それに基づいて文京区でも審議会等を設け、昨年7月に空家等対策の計画をつくったところです。計画の中で、住宅問題については、こちらの居住支援協議会と連携して行っていくことになっていますので、この協議会の中で議論をしていきたいと思っております。

有坂委員：文京区都市計画部住環境課長の有坂です。

住環境課では、空家対策ということで、空家の除却、そして今年度からは利活用の面でも新たな事業を行っております。

住宅については、特有賃、区民住宅、区立住宅などを所管していますので、この協議会の中で話し合いをしていければと考えております。

鈴木委員：文京区子ども家庭部子育て支援課長の鈴木です。

子ども家庭部では、子育て世帯に向けた支援策を数々実施しております。部の庶務担当として、部を代表してこちらの協議会に出席させていただいております。

大戸委員：文京区福祉部生活福祉課長の戸大です。

生活福祉課は、生活保護受給者の居住確保、自立支援事業利用者の住宅確保、ホームレスの方の居住確保など、福祉部門でのさまざまな住宅確保の点で、委員の方々に大変お世話になっております。

昨今では、家主の方とのトラブルなども頻繁に見受けられます。引き続き指導、助言を行いながら、そして、皆様のご協力をいただきながら、適切な住宅確保、居住確保に努めてまいりたいと思っております。これからも引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

畑中委員：文京区福祉部障害福祉課長の畑中です。

障害者も高齢者と同じように、住まいについての問題を抱えています。施設や病院か

らなるべく地域で生活をということを進めておりますので、この協議会でのいろいろなご意見等を参考にさせていただきながら、今後の施策を検討してまいりたいと思います。

石川委員：改めまして、文京区福祉部福祉施設担当課長の石川です。

福祉部では、以前、国保年金課の国保給付係長をさせていただいていましたが、地域包括ケアにかかわる部分については、ほぼ初めてです。不案内なところがあるかもしれませんが、事務局として皆さんが活発な議論ができるように準備していきたいと思っています。

小池委員：文京区福祉部福祉政策課長の小池です。

福祉政策課は、福祉部の庶務として、ほかの課に属さない福祉全般のところを扱っています。住まいは、いろいろな意味で福祉のかなめです。昨年この指針をつくる時、関係者の皆様方の熱心な議論を伺って、文京区の住まいを支えていくという面で、心強い思いをしたものです。

住宅確保要配慮者の住まいの確保、住まいを提供される家主の方の理解、居住支援に向けた地域の理解は全て非常に重要なことです。これらを実際のサービスにしていくのが行政の仕事ですが、これには皆様方のご協力が欠かせないものですので、どうぞよろしく願いいたします。

真下委員：文京区福祉部高齢福祉課長の真下です。

高齢福祉課では、高齢者の方からの住宅関係のご相談も含めて、直接の支援をさせていただいています。実際に、さまざまな状況の中で、住まいに困窮するといった相談も多々お受けしています。

現在の住宅施策に加えて、どのようなプラスアルファの支援ができるかを、本協議会の中で、一緒に検討させていただければと思っています。

安達委員：文京区障害者基幹相談支援センター所長の安達です。

知的、身体、精神の3障害と難病の方の相談支援、生活支援を行っております。病院から地域へ、施設から地域への移行も一つの柱となっておりますが、ここ数年、特にこのところ、病院からの退院先が本当に見つからなくなっています。例えば、65歳以上、精神病院からの退院、さらに、退院したら生保の受給が可能だが、今は生保が切れている状態となると、真っ当には物件が見つからない状況が続いています。

また、文京区内にはグループホームも少ないので、結局、住まいが見つからないという状況です。グループホームを探していくしかないとなると、埼玉県を探したり、多摩地区を探したりという状況で、文京区に戻ってこられない状況が発生しています。

切実な課題として、我々は居住の問題に直面しており、この集まりにとっても期待をしております。

江藤委員：一般社団法人賃貸保証機構、入居者支援委員会委員長の江藤です。

私どもの概要は、きょうこの後、活動の紹介ということで述べさせていただきます。

高川委員：公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター、経営管理部事業推進課長の高川です。

東京都の協力団体ということで、東京都と一緒に事業を進めています。私どもでは、居住支援の仕組みとしてのあんしん居住制度と、国土交通省が法律に基づいて実施して

いるセーフティネット住宅の登録事業を東京都から受託しております。

今後も居住支援につきまして、微力ながら尽くしていきたいと思っております。

戸田委員：文京区民生委員児童委員協議会、富坂地区委員の戸田です。

平成26年に家を改築しまして、27年の2月26日に新しい家に戻ってきたのですが、その建物を建てかえた経緯が、民生委員から推された理由かと思っております。

2期目になります。よろしくお願いいたします。

田口委員：社会福祉法人文京区社会福祉協議会、事務局次長の田口です。

私どもは、地域福祉に関して、区の行政側と連携をとりながら地域福祉を担っております。

今年から文京ユアストーリーという、身寄りのないひとり暮らしの高齢者の方を対象にした事業を行っており、将来的には、家の住みかえという状況もその中で出てくるかと思っております。

住みかえがなかなか進まないという現状も伺っておりますので、そうした中、こちらの居住支援協議会に参加をさせていただき、非常に心強く思っております。

木幡副会長：最初にご挨拶させていただきました福祉部長の木幡です。福祉政策課長を4年、福祉部長が今年2年目で、福祉関係に長くいます。

高橋先生には学識経験者としてご参加いただいておりますが、ここには不動産関係団体、居住支援団体、行政、社協が来ています。行政は縦割りになる傾向がありますが、横断的に施策を展開していかなければならないと思っております。

この場でさまざまな議論をして、住宅施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

高橋会長：第2期の第1回目ということで、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、復習も兼ねまして、昨年策定した文京区居住支援協議会の行動指針について、事務局より概要の説明をお願いいたします。

石川委員：（資料第1号に基づき「行動指針の概要」についての説明）

高橋会長：資料第1号のほかに、行動指針の本編と資料編を本日席上配布しております。これは前期の委員の皆様が、それぞれの部会の中で、精力的にご検討いただいた成果だと思っております。

引き続き、この指針がどのくらい達成されたのか、あるいはどういう課題があるのかをその都度明らかにしていき、関係者の皆さんで情報共有していくことが、行動指針ということかと思っております。策定にかかわった前期から引き続きの委員の皆さんもいらっしゃいますので、何かコメントあるいはご発言等があれば、お受けしたいと思います。何かありますか。

新井委員：前期は、現状の把握と行動指針の策定という流れで来ましたが、実際には大家さん、私ども不動産業者、文京区さんなど、さまざまな団体の横のつながりが重要ということを感じております。これからますます高齢化社会になっていき、高齢者住宅に対するニーズが拡大してくると思っておりますので、その横のつながりと、家主さんに対する啓発、協力をいただくためのいろいろな仕組みづくりを、これから固めていく必要があります。また皆さんと議論をしたいと思っております。

高橋会長：心強いご発言をいただき、ありがとうございました。

予算のことがあるかとは思いますが、居住支援について区民の理解を深めるためのイベントを社協さんと協力して考えたり、居住支援協議会と社協が共催するのもよいかと思えます。シビックホールといういい場所がありますので、ご検討いただくとよいかと思ひながら、今の新井委員のご発言を伺っておりました。

引き続き、住宅確保に向けた普及活動についてということで、文京区すまいるプロジェクトを中心にご報告いただきたいと思います。

石川委員：（資料第2号、資料第3号、資料第4号に基づき「住宅確保に向けた普及活動」についての説明）

高橋会長：ささいな質問で恐縮ですが、資料第4号の表題の文京すまいるプロジェクトの右側のマークは、不動産協会の印か何かですか。

石川委員：表題のすまいるプロジェクトの両端のマークは、左側が昔からある区の紋章で、右側が、おとし策定された、新たな区政七十周年記念のシンボルマークです。東京オリンピックのエンブレムを制作した野老朝雄のデザインです。

高橋会長：すまいるプロジェクトも、非常に注目された文京区の試みで、これがいろいろな形で進化発展して居住支援につながっていると思ひますので、ぜひ充実させていたいただきたいと思います。

きょうは2団体から、居住支援をめぐるさまざまな活動についての紹介をしていただきます。まずは、居住支援団体として登録いただいておりますホームネットさんをお願いいたします。

ホームネット(株)：（持参資料に基づき「点灯がわかる電球“ハローライト”」についての説明）

高橋会長：まさに開発してこれから売り出す直前ということで、大変先端的な情報提供をいただきました。

電球の設置場所は、1か所を想定していますか。

ホームネット(株)：トイレ、リビングなど、最低1か所で考えています。

高橋会長：トイレと書斎では、点灯のパターンが違ふと思ひますが、設置場所によって、何か発報する場合の条件があるのですか。

ホームネット(株)：発報の条件は、24時間の間に1回もつかなかつたか、つきっ放しだったかの2種類だけです。現状はその仕様だけです。今後は、時間を少し変えてみる、リビングだったらこのサイクルでつくはずだというのを組み込んだサービスにするなど、検討できるかと思ひています。

高橋会長：旅行に出かけていないときはどうなりますか。

ホームネット(株)：現状では、このサービスをストップする仕組みはありません。通常的生活リズムセンサーであれば、外泊するときには外泊ボタンを押すとセンサーのスイッチが切れるという仕様がついているのですが、このハローライトにはそこまでの機能はまだ実装されていません。

高橋会長：そうすると、通知先との日ごろのコミュニケーションの問題になりますが、もし、ホームネットさんが受け手になった場合の何か工夫はあるのですか。

ホームネット(株)：最終的には、電話で確認するしかないかと思ひています。あとは、例えば家族が離れて住んでいて、様子を見にってもらいたいという場合には、合い鍵

を預かることで、部屋の中まで入ることもできるわけですが、過剰サービスととられるのか、安心感の提供と捉えていただけるのか、どちらかなという感じです。

安達委員：契約時に電球を外した場合は、どうなりますか。

ホームネット㈱：外しっ放しになっていれば、点灯しませんというメールが飛んでいきます。

安達委員：これは電球タイプですが、この先、例えば蛍光灯タイプにすることは想定されているのでしょうか。

ホームネット㈱：まだできたばかりの商品なので、将来的には検討していきたいと思っています。

江藤委員：今は、警備会社がセンサーを使ったり、象印さんが給湯ポットで安否確認するなど、いろいろなものが出てきていますが、このハローライトを使うメリットが何かあれば教えてください。

ホームネット㈱：通信環境に依存しない点と、料金的にも既存のサービスよりも安価にしたいと思っていますので、そこを特徴にしたいと考えています。

高橋会長：非常に使い勝手がよくて安価で使えるというのがコンセプトだと思うのですが、いろいろなノウハウを重ねながら発展していくようなことを、付加価値的なことを含めてお考えなのかと思いついて伺っていました。この商品は単にハードですが、それと同時にそれをめぐるネットワークやソフトウェアがあって、ハードのコンセプトが生きてくるのかなと思いついて伺いました。大変興味深い話をお伺いしました。CONFIDENTIALと書いてありますが、新聞等のプレスリリースは、いつごろの予定ですか。

ホームネット㈱：来月の8月ぐらいの予定です。

高橋会長：では、それまでは、取扱注意でよろしくをお願いします。

大変貴重な情報を提供していただきました。居住支援というのは、ソフトであると同時に、いろいろなシステムが必要になります。ホームネットさんは、いろいろなシステムを既存の事業の中でも展開しておりましたが、その実績を踏まえながら、新しい試みをされているところをご紹介いただきました。ありがとうございました。

引き続きまして、賃貸保証機構さんの活動について、よろしくお願ひいたします。

江藤委員：（持参資料に基づき「賃貸保証機構の活動」についての説明）

手塚委員：質問が2点あります。まず、会員の保証会社さんが5社ありますが、住宅確保要配慮者の方から相談を受けたとき、この5社で保証契約が難しそうな人の場合、物件探索をお断りするのか、それとも探していただけるのかどちらなのでしょう。

2点目は、スタッフが伴走して契約まで支援しますと書いてありますが、年間300件以上の相談がある中、スタッフが一人一人に伴走していくとなると、かなりの手間がかかると思います。どの程度まで、どういう方まで支援していただけるのかを教えてくださいますでしょうか。

江藤委員：まず、会員の5社を使っただけだと非常にありがたいのですが、会員の5社を指定して部屋探しをすると苦勞をしますし、相談者の方が嫌だというケースもあるので、基本的には入居者の方の希望に沿ってという形で進めています。5社と5社以外の比率は約半々で、半分ぐらいの方は、この5社以外の保証会社を使ったり、人的な

連帯保証人を使ったりして契約をしています。

2点目の質問については、正直なところ、この倍ぐらいが限界かと思っています。月間で60件ぐらいです。

自治体では、各自治体に相談窓口を設けて、宅建協会さんや、全日さんが、レイNZ（注：不動産流通標準情報システム）を持ってきて、お部屋探しをしています。その中で、部屋探しは難しい、区役所へ来るのも大変そうという方がいたら、ぜひとも私どもをご紹介くださいとお願いしています。今は、カーシェアリングという便利なサービスがあるので、私どもが車を借りて不動産会社に行ったり、自宅に行ったりして、手とり足とりの支援をします。

一方、一人で積極的に動ける方は、宅建協会さんや、全日さんなどに自分から電話連絡もするでしょうし、不動産会社を紹介すれば、そこに自分で行くでしょうから、案内だけでも結構ですよと伝えています。

中には、相談に来た人は機構さんのほうでお願いしますという自治体もあるので、その場合には、相談シートを書いていただいて、メールやファクスでやりとりをしています。

高橋会長：家賃債務保証は、保証人のかわりに家賃の債務を保証するモデルですが、今日ご紹介いただいたような付加的な機能を付けないと、家賃債務保証業そのものが回らないという側面が多分あるのだと思います。

しかし、それをやるとコスト割れになり大変なのですが、こういう方たちが施設へ入ると、猛烈なコストがかかるわけで、また、その必要もない方が大部分です。そうすると、やはり居住を継続していただくことが、社会的にサポートする価値があるということになり、そのことによって、民業が回りやすくなるという側面もあります。

今まではずっと公は公、民間事業者は民間事業者で分けていたのに橋をかけると、民間事業者の事業もやりやすくなるので、その分、応分の負担をしてもらいましょうという事業モデルの一例が、オリコが北九州のNPO法人抱撲と組んで行った事業ですが、これから大いに研究していかなければなりません。

そういう議論が、今までは消費者庁まで届かなかったのですが、幸い、元住宅局長が消費者庁長官になりましたので、議論をするべき時期がきたのだという気がします。

家賃債務保証業者の登録制度は、いろいろな経緯があってできたのですが、登録制度ができたことは大変画期的なことだと思っています。セーフティネットの大変重要なものですので、それをどうやって広げていくかについて、今日のご報告は大変示唆的なものがたくさん含まれていたような気がいたします。

付言しますと、私の前職の一般財団法人高齢者住宅財団では、通常のマーケットベースでは保証がかからない人たちを対象に、国の施策として保証業務を行っていますので、それを利用される方も結構います。居住支援団体と協定を結んで、そういうことができるようにして、裏には国が基金を積んでリスクマネジメントできるようにしております。そういう意味では、国も施策を何もしていないわけではないということなのです。

単身社会になり、これからは保証人のいない時代になりますので、家賃債務保証の事業が、ますます重要な業態になっていくという認識は、多分、不動産を紹介される賃貸業のお立場からも、今まで以上にお感じになっておられるかと思っています。全体としての

スキームと、それぞれの努力を組み合わせることが大変重要で、自治体も非常に重要なアクターとしてここに絡んでくるということかと思います。

昔、公的保証人をつくれと盛んに政治家の先生たちに言われたことがあるのですが、公が私的な契約の保証をするのは、今の制度構造では非常に難しく、実現はしませんでした。しかし、こういう仕組みができることによって、かなり代替していくはずですので、これを業態的に応援していく必要があると感じました。また折に触れて、この問題は、ここの居住支援協議会でも議論しなければならないと思います。

また、こちらにいらっしゃる方たちはよくご存じですが、文京区は若い人たちがいるので、賃貸料について、まだまだ強気の家主さんもいらっしゃる場所です。利便性もあり、家賃がやや高含みだと、支払い可能なラインとの見合いがなかなか難しく、これは頭の痛い問題です。しかし現実ですので、これをどうするかというのは、思案のしどころが多々ありそうな気がして、これもぜひ議論をする必要があると思いました。

それでは、引き続き、次の議題に進めさせていただきます。今後の進め方について、事務局からの提案をお願いいたします。

石川委員：（資料第5号、資料第6号に基づき「今後の進め方（ワーキンググループの提案）」についての説明）

高橋会長：対象について、高齢者、障害者に限った理由は何かあるのですか。

石川委員：対象を広く設けると、支援策も多岐にわたってしまうので、ひとまず高齢者と障害者に絞らせていただきました。

高橋会長：住宅確保要配慮者の中で、高齢者、障害者は確かに課題が多いのですが、まだほとんど手がついていないのがシングルマザーです。シングルマザーの居住確保はとて大変だと聞いておりますし、また別の角度からのいろいろな配慮が必要です。居住がきちんと確保できると、ほかの政策が打ちやすいということもあります。

住宅確保要配慮者というセーフティネット制度の中の国の定義と、その定義を東京都がどう広げているのか狭くしているのかということもありますが、やはり対象を絞ってしまうと、それ以外に目配りが行きにくいので、ご配慮いただいたほうがいいのかと思います。

高齢者の領域については、今までもすまいるプロジェクトで対策してきたところがあるので、まだ踏み込んでいないところで、文京区の場合は、雇用機会がたくさんある土地柄から、シングルマザー、シングルファミリーの課題があるかと想像しています。

事務局ベースで少しご検討いただければと思います。

八幡委員：高齢者の課題がやはり一番メインになるかと思いますが、今、会長がおっしゃったように、シングルマザーの件も含めて、この中に組み込んでいただければよいのかと思いました。テーマとしてシングルファミリーの問題もありますが、やはり高齢者への施策がメインの課題であると思います。

高橋会長：ボリューム的には、まさにおっしゃるとおりですが、住まいがおもしろいのは、施設と違って縦割りにならなくていいのです。横串に刺すという発想も必要で、共同居住住宅型のセーフティネットで可能性があるのは、やはりごちゃまぜ型です。

グループホームの思想ですと、同じタイプの障害者だけを入れますが、住まいというのはごちゃまぜにすると、総合的なサポートのし合いが可能になるという幾つかの実践

例もあります。文京区でそれが可能かというのは、また別の話ですが、どこかで頭に置きながら、議論していただきたいという気はいたします。

ボリュームゾーンは確かにおっしゃるとおりで、それから、もっと重要なのは障害者です。

八幡委員：参考ですが、最近、LGBTの相談も少しふえてきています。今年あたりから、LGBTでも大丈夫ですかという問い合わせも結構ふえてはきています。

高橋会長：事務局から何かありますか。

石川委員：今のご意見をいただきまして、次回のワーキンググループの最初の会までに整理をして、対象をシングルマザーの方も含める方向で検討したいと思います。

小池委員：福祉部全体が地域包括ケアということで今年と来年と力を入れており、その中で計画もつくってまいります。おそらく、高齢者、障害者、子育てが中心になると思います。

最初からいろいろ広げてしまうと、散漫になるところもあるかと思いますが、主に福祉でかかわる部分からはじめて、やがて、低所得者、外国人の方、LGBTの方など、いろいろ広げていく形をとりたいと思います。

ただ、全体的には、この計画でも見ていかなければいけない部分ですので、そのあたりはこちらで協議をしながら、今年1年ということではなく、少し長いスパンをとってということでご相談をさせていただければと思います。

安達委員：枠を設ける、設けないというあたりについてですが、住まいの問題というのは、障害のあるなしや、高齢の問題というよりも、要は、誰もが安心して住めるということだと思います。

福祉分野からということでは枠を設けるのであれば、その後、それをどのように次に広げていくかの計画もきちんとつくらないといけないと思います。広げる前で終わってしまうことが非常に多いように思いますので、そこはお願いしたいと思います。

高橋会長：これについては、ワーキンググループの開催前に、事務局での作業をお願いしたいと思います。個別に委員の皆様のご意見を承っておくなど、準備の段階で工夫していただくということで、基本的にはこの方針でよろしいでしょうか。

(はい)

高橋会長：委員の皆様から何か課題提起がなければ、事務局に一度お返しいたします。

石川委員：熱心な議論をありがとうございました。最後に、本協議会の本年度の開催予定をお知らせします。

本年度は、本日も含めまして2回の開催を予定しております。次回は、2月ごろを予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様へ通知いたします。

また、ワーキンググループにつきましては、先ほどもお話ししましたが、2回の開催を予定しております。第1回目を9月から10月にかけて行う予定です。後日、日程調整の連絡を参加される委員の方にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

高橋会長：それでは閉会します。ありがとうございました。

以上